

別表 1

協議申出書提出課一覧

所 管 課 名	下記項目のいずれかに該当する場合は当該所管課との協議が必要です。
土 木 課	● 接道が泉大津市認定道路もしくは泉大津市管理道路の場合 ● 里道、水路敷を開発区域に含んでいるまたは隣接している場合 ● 駐車場の設置が必要な場合 ● 雨水等を泉大津市排水管に接続する場合
下 水 道 課	● 公共下水道本管を敷設する場合 ● 公共下水道に放流がある場合 ● 開発区域が公共下水道計画区域内である場合 ● 泉大津市地番において他市公共下水道へ放流する場合
水 道 課	● 本市給水本管より給水をうける場合 ● 泉大津市地番において他市給水本管より給水をうける場合 ● 給水本管を敷設する場合
都市づくり政策課	● 地区計画区域内での開発行為 ● 住居表示が必要な場合 ● 建築敷地の面積が 5 0 0 m²以上 1 0 0 0 m²未満の場合 ● 建築敷地の面積が 5 0 0 m²未満の共同住宅を建築する場合 ● 開発公園を設ける場合
環 境 課	● 開発区域に泉大津市地番を含む場合 ● 高さが 10m を超す建築物（第 1 種低層住居専用地域では、階数が 3 以上または軒高が 7m を超す建築物）を建築する場合
消 防 本 部	● すべての開発行為
そ の 他	● 特に市長が必要と認める場合

注 意

1. 所管課（局署）別の提出図書等は、事前協議申出書添付図書一覧表を参照してください。
2. 本市公共下水道計画区域の内外または供用区域の内外の確認は、下水道課へ照会してください。
3. 本市給水本管の敷設状況等は水道課へ照会してください。